

第1回 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会 会議録	
開催日時	令和5年5月10日(水) 午前10時～午前11時30分
開催場所	中区役所本館7階 703会議室
出席者	大久保委員、小島委員、佐藤委員、古本委員、吉田委員(計5名)
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者3人) 公募要項及び選定評価基準については非公開
議題	1 委員長の選出について 2 会議の公開・非公開について 3 応募者多数の場合の選定方法について 4 横浜市開港記念会館の指定管理者公募要項及び評価基準について 5 次回の選定委員会について
決定事項	1 委員長の選出について 委員長を吉田委員、委員長職務代理者を佐藤委員とすることを決定した 2 会議の公開・非公開について 第1回選定委員会は、議題3以降を非公開とすることを決定した 第2回選定委員会は、面接審査を公開とするが、応募団体は他団体の面接審査を傍聴できないこととし、審議を非公開とすることを決定した 3 応募者が6団体以上の場合、面接審査を行う上位5団体を書類審査で選考することを決定した。 4 指定管理者公募要項及び評価基準を決定した 5 面接審査後の採点で同点1位が複数いた場合の指定候補者の決定は、最も高い点数を付けた委員が多かった団体を候補者とする。左記委員数が同数だった場合は委員の協議により決定することとした。 6 第2回選定委員会を8月9日(水)午前10時から開催することを決定した。 ※応募団体が6団体以上あった場合は、応募書類によって上位5団体を選考する選定委員会を7月25日(火)午後1時から開催することを決定した。 ※7月25日に開催する選定委員会は、上位5団体選考の審議を行うため非公開とする。
審議内容	1 議題4について (委員) 「MICE」という言葉は、何を意味するのか (事務局) 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。開港記念会館は、他区公会堂にはない MICE 施設としても活用されている。 (委員) 事務局案は、指定管理者が利用料金を任意に設定することができないなど制約が厳しいように思う。指定管理者公募が不調に終わらないか心配だ。

	<p>(事務局)</p> <p>「ニュースで指定管理者公募が不調に終わったケースがあることは承知している。横浜市開港記念会館については知名度・立地とも魅力的な施設なため、不調に終わることはないと思われる。事務局としても、できる限り指定管理者が積極的な提案ができる公募要項とした。</p> <p>(委員)</p> <p>特記仕様書に施設の運営業務について詳細に記載されているが、この通りに実施しなければならないのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>特記仕様書は、公会堂条例を所管している市民局地域施設課が作成したひな型を基に作成している。公会堂の適正な管理運営を行う上で記載内容の通り行うことが望ましい。ただし、開港記念会館独自の要素もあるため、直営時に活用していた受付職員のマニュアル(受付・点検の手引き)なども参考にしながら運営をしていただきたい。指定管理者が管理運営を行う上で、より良い方法があればそれを提案していただきたい。</p> <p>2 その他</p> <p>(委員長)</p> <p>議事録作成は事務局で行い、委員長に確認した上で確定ということによろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会 委員名簿</p> <p>(2) 横浜市開港記念会館指定管理者公募要項(案)</p> <p>(3) 横浜市開港記念会館 指定管理者評価基準項目 (案)</p> <p>(4) 横浜市開港記念会館指定管理者仕様書(案)</p> <p>(5) 横浜市開港記念会館指定管理業務特記仕様書(案)</p> <p>2 別紙</p> <p>(1) 横浜市開港記念会館 指定管理者の応募関係書類</p> <p>(2) 横浜市開港記念会館の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(3) 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(4) 横浜市公会堂条例</p> <p>3 その他資料</p> <p>(1) 個人情報取扱特記事項</p> <p>(2) 直営時の運用マニュアル</p> <p>(3) 運転・監視及び日常点検・保守業務(素案)</p> <p>(4) 清掃特記仕様書(素案)</p> <p>(5) 物品管理簿</p> <p>(6) リスク分担表</p>